様式２（行政手続条例適用：個票番号１０７）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和元年10月１日作成

処　分　名		告知情報端末による情報提供の承認
根拠法令名		厚岸町情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例 （平成23年厚岸町条例第６号）
根拠条項		第３条第３項
根拠条文		前項の規定により情報の提供をしようとする者は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。この場合において、営利を目的とする情報の提供をしようとする者は、別表第２により算定した額を通信手数料として前納しなければならない。
審査基準の内容		第３条第１項第１号で定める基準のとおり 厚岸情報ネットワークで提供するサービスは、次に掲げるものとする。 (1)　通信サービス ア　行政事務の円滑な遂行を図るための行政情報の提供 イ　地震、風水害及び気象予警報の伝達並びに避難の勧告、指示等災害情報の提供 ウ　地域住民の生命、財産の保護に関する情報の提供 エ　教育文化、保健福祉、産業その他の住民福祉の向上に資する情報の提供 オ　地域産業の振興に資する情報の提供 カ　町民の消費生活に関する情報の提供 キ　その他町長が必要と認める情報の提供 厚岸町情報通信基盤施設通信取扱要綱第２条第１項第９号のとおり (9)　広告通信条例第3条第3項後段に規定する営利を目的とする情報の提供をいう。
標準処理期間	総期間	４日（危機対策室防災情報係）
	経由機関	日（機関名：　　）
	協議機関	日（機関名：　　）
	処分機関	４日（機関名：危機対策室防災情報係）
所管部署		危機対策室防災情報係
備　考		

様式２（行政手続条例適用：個票番号１０８）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和元年10月１日作成

処　分　名		情報ネットワーク利用の承認
根拠法令名		厚岸町情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例 （平成23年厚岸町条例第６号）
根拠条項		第７条
根拠条文		第３条第１項（第３号を除く。以下同じ。）に規定するサービスの提供を受けようとする者は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。
審査基準の内容		第６条で定める基準のとおり 厚岸情報ネットワーク（第３条第１項第３号のインターネット接続サービスを除く。）を利用することができる者は、次に該当するものとする。 (1)　住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき、本町の住民基本台帳に記録されている者又は町内に居住用の家屋を有する者 (2)　町内に事務所若しくは事業所(以下「事務所等」という。)を有する法人、公的機関又は団体(以下「法人等」という。)
標準処理期間	総期間	７日（危機対策室防災情報係）
	経由機関	日（機関名：　　）
	協議機関	日（機関名：　　）
	処分機関	７日（機関名：危機対策室防災情報係）
所管部署		危機対策室防災情報係
備　考		

様式２（行政手続条例適用：個票番号１０９）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和元年10月１日作成

処　分　名		情報ネットワーク利用者設備の変更等の承認
根拠法令名		厚岸町情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例 （平成23年厚岸町条例第６号）
根拠条項		第10条第１項
根拠条文		利用者は、利用者設備を移転し、又は変更する必要が生じたときは、町長の承認を得なければならない。
審査基準の内容		上記根拠条文のとおり ・利用者設備を移転し、又は変更する必要が生じたとき
標準処理期間	総期間	４日（危機対策室防災情報係）
	経由機関	日（機関名：　　）
	協議機関	日（機関名：　　）
	処分機関	４日（機関名：危機対策室防災情報係）
所管部署		危機対策室防災情報係
備考		